

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」

二種(漢字仮名交り文・和化漢文)対照本文

田
中
雅
和

石清水文書の中に、ほぼ同じ内容の文章が異なった文体（和化漢文・漢字仮名交り文）で書かれた二種類の「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」という文書が存する。和化漢文の方は、末尾に「建保五年五月廿七日 弟子石清水護國寺權別當法印大和尚位宗清」とあり、「右草、式部權少輔大江朝臣周房筆跡也」の奥書を有している（『群書類従』第一輯、『大日本古文書』家わけ第四・石清水文書之二）。漢字仮名交り文の方は、末尾に「貞應二年十月 日法印大和尚位」とあり、極書「時之權別當法印立願之事、雜假名所望之處、京極中納言定家卿承引之趣、不可思議之一軸也、是則可為雄徳山奇珍之其一者乎 慶長十五仲冬日（花押）」が附載されている（『天理図書館善本叢書 古文書集』影印、『大日本古文書』家わけ第四・石清水文書之六）。両者の関係は、天理図書館善本叢書の解題によると、大江周房によって作られた和化漢文体の願文案を、田中宗清の請によつて定家が平仮名交り文に書き下したものであるとされる。和化漢文の本文は、群書類従本と大日本古文書本とで簡条の出入りがあり、漢字仮名交り文と比較しても順序不同である。また、定家筆の漢字仮名交り文では、和化漢文の「所願成就了可令遁世事」の条と末尾の願文が脱落しており、部分的には「別當已下可支配庄園事」・「別當職可次第轉任事」・「先師墓所可建立一堂事」・「可奉渡唐本一切經事」各簡条で一部の文や句を欠いたり、「わかみ山たゝしき道に さためおきて 人のうれへの くもをへたてし」の歌などが補われたりしており、更に詳細に見ると語句のレベルでは若干の出入りや不一致などもある。このように両者間に少なくない異同も指摘でき、漢文の文章と完全に一致する逐語訳的な訓読文とは異なるが、全体的には大江周房の和化漢文を漢字仮名交りで訓読したものと認められる。

本文書の和化漢文本文と漢字仮名交り本文は、形態上は各々独立した文書で和化漢文・漢文訓読文の文章としての文体的性格をそれぞれ有しながら存しており、ともに表現主体の表現行為・意識が反映された文章であると言える。但し、漢字仮名交り文の方は、前述したように、先に成立していた和化漢文を下敷きにした訓読文と見ることができ、理解行為としての文章の性格も同時に有していることになる。しかし、和化漢文の訓読であるとはいいながら、原漢文

に読みが施された訓点資料のような訓読とは幾分性格が異なる。漢字文に補足的に読みが書き込まれた言わば隷属的な訓読文ではなく、日本語が漢文訓読文(和漢混淆文)という文章様式によって表現された独立した文章となっているために、幾つかの特徴的な事象も指摘できる。両者のこのような関係と特徴を捉えながら、その本文を比較対照して考察することに よつて、「和化漢文の訓読に関する問題」と、「日本語の一表現様式(表現行為)としての和化漢文の用字・用語や語法の問題」などについて明らかにし得る点があると考えられる。すなわち、二種類の文体の異なる本文を、一対の資料として捉えるという新たな視点をもつて、両者を比較対照しながら、そこに現れる言語事象の検討を行うことは、有意義な方法と考えるのである。本対照本文は、そのような考察の対象として有益な資料たり得ることを意図して作成したものである。尚、定家筆漢字仮名交り文の言語事象とその資料的価値については、既に論究されている(小林芳規「石清水文書田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語について」・『鎌倉時代語研究』第三輯)。

以下、二種本文それぞれの各箇条の見出しとその対応関係を表示しておく。

【藤原定家筆・漢字仮名交り文】

- (3〜42) 一別當已下庄園をわかちしるへき事
- (43〜57) 一別當の職次第に轉任すへき事
- (58〜64) 一宮寺僧俗官等へ可申し品秩(秩)を申さたむへき事
- (65〜90) 一御殿司入寺僧等そのかすをさたむへき事
- (91〜102) 一ちからのたへむにしたかひて生類をあかひとりて放還すへき事
- (103〜124) 一宮てらの僧俗たやすく不可任官すへからさる事
- (125〜134) 一庫倉納物十分か一をさきて仏神事に廻向すへき事
- (135〜143) 一御山のうちに弥勒堂を建立すへき事

【大江周房筆・和化漢文】

- ① 一別當已下可支配庄園事
- ② 一別當職可次第轉任事
- ③ 一宮寺僧俗官等可申定品秩事
- ④ 一御殿司入寺僧等可定員數事
- ⑤ 一隨力堪贖取生類可放還事
- ⑥ 一宮寺僧俗輒不可任官事
- ⑦ 一庫倉納物割十分之一可廻向佛神事事
- ⑧ 一山内可建立彌勒堂事

(144 ~ 169) 一先師墓所に一堂を建立すへき事

(170 ~ 179)

(180 ~ 198) 一當宮の御修理 公家に奏聞せず寺領のつとめたるへき事

(199 ~ 219) 一新儀の非法を、こなふへからぬ事

(220 ~ 230) 一大塔を建立すへき事

(231 ~ 268) 一御山のうちに千手堂を建立すへき事

×

×

⑨ 一先師墓所可建立一堂事

⑩ 一可奉渡唐本一切經事

⑪ 一當宮御修理不奏聞公家可爲寺領勤事

⑫ 一不可行新議(儀)非法事

⑬ 一可建立大塔事

⑭ 一山内可建立千手堂事

⑮ 一所願成就了可令遁世事

⑯ 願文・以前大願敬以發起……

凡 例

一、この対照本文は、石清水八幡宮権別当田中宗清の願文案について、藤原定家筆の漢字仮名交り文を上段に配し、大江周房筆の和化漢文を下段に配して、両者を対照したものである。

(藤原定家筆・漢字仮名交り文について)

一、藤原定家筆の漢字仮名交り文は、『天理図書館善本叢書 古文書集』に基づいて翻刻したものである。

一、原資料は、「石清水八幡社務田中宗清立願文」の資料名で、天理大学附属天理図書館に所蔵されるものである。尚、本翻刻は、「天理大学附属天理図書館本翻刻第八一九号」として、天理図書館から掲載許可を得たものである。

一、翻刻にあたり、可能な限り原本に忠実になるよう努めたが、諸種の都合上、形態上の変更を加えたものもある。

一、漢字の字体は、原本の姿を反映させるために、原則として異体字・略字も可能な限りそのままとし、正字体と併存

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種(漢字仮名交り文・和化漢文)対照本文

させた。但し、印刷の便を考えて、いずれも活字体に従うことを原則とした。原本の字体と翻刻の字体とが大きく異なるものは次の三例である。それぞれ（ ）内の字体に従った。致（殺）・取（最）・標（極）

一、仮名については、異体の仮名も通行の字体に改めて、異体字の区別をしなかった。また、本文中に意図的とも思える小書の仮名が散見するが、それも特に区別しなかった。

一、誤字・誤写と思われる場合も、原本のまま翻字し、和化漢文との対照などによって正しいと思われる字を（ ）に括って当該字の直後に示した。

一、行取りは原本の通りに示し、本文の存する各行に通し番号を施した。また、原本中に見られる行間の空白部分は、〔○行分空白〕のような形で示し、行数には入れなかった。空白表示のない行の空白部分は、漢字交り本文と和化漢文本文との対応関係を示すために便宜的に空けたものである。

一、踊字の符号は、「ヽ」（仮名一字）「々」（漢字一字）「く」（二字以上）等、原本に近いもので示した。

一、割注はポイントを下げて一行で示し、改行部分を「/」記号で示した。

一、補入・重書・見せ消ち・字間空白なども原本の形態が再現できるように、次のような処置を施した。

補入 ……補入の文字を本行右寄りに小書で示した。

重書 ……元字（推読したものを含む）をへゝで括って示した後には、訂正後の文字を続けた。

見せ消ち……その文字を取消線で⊖⊖のように示した。

字間空白……原本中に見られる一・二字分の空白部分も、原本に従って適宜の空白を設け、「ママ」の注記を施した。

一、本文中に定家の筆跡とは異なる箇所が存する。その部分は、（別筆……）として区別した。

一、通読の便から、私に句読点を施した。その句読点は総て「、」で示し、句点と読点との区別はしていない。なお、翻刻にあたっては、『大日本古文书 家わけ第四・石清水文書之六』を参照した。

(大江周房筆・和化漢文について)

一、大江周房筆の和化漢文の底本には、『大日本古文書 家わけ第四・石清水文書之二』所収の本文を用い、『群書類従 第一輯・神祇部』所収の本文との校異を脚注で示した。

一、漢字の字体は、底本の表記を尊重しながら、活字正字体に従うことを原則とした。

一、脚注の校異では、『大日本古文書』本と『群書類従』本との間にある表記・字体の違いを総て対象とした。校異の対象となった漢字は、当該字の右肩に「*」を附して示した。

(例) 一子平等慈悲之教主* 王(底本の「主」字が、『群書類従』本では「王」であることを示す)

求婚* 時權之處 於(底本に無い「於」字が、『群書類従』本では存し「求婚於時權」であることを示す)

諸司諸衛二分三分 ナシ(底本に存する「諸司」の二字が、『群書類従』本にはともに無いことを示す)

一、大江周房筆の和化漢文は、『大日本古文書』本と『群書類従』本とで簡条の出入りがあり、藤原定家筆の漢字仮名交り文と比較しても順序不同である。本対照本文では、両本文間に対応が認められる一四簡条について、漢字仮名交り文の順序に基づいて、和化漢文の方を各簡条毎に並べ替える処置をした。対応しない一条分と末尾の願文は最後に配した。

一、本文の改行は、漢文の句のまとまりとは関係なく、ほぼ漢字仮名交り文の改行に対応する箇所で行った。

一、検索の便のために、各簡条毎と末尾の願文とに①〜⑩の番号を、それぞれの各行に通し番号を施した。

【藤原定家筆・漢字仮名交り文】「天理図書館善本叢書」本 【大江周房筆・和化漢文】「大日本古文書」本 【群書類従】本

- 16 敬白
- 15 立願事
- 14 一 別當已下庄園をわかちしるへき事
- 13 別當四ヶ所
- 12 權別當三人各三ヶ所
- 11 修理別當二人各二ヶ所
- 10 俗別當社主各一ヶ所
- 9 正權三綱等各一ヶ所
- 8 山上執行 一ヶ所 加三綱略之
- 7 已上廿五ヶ所 加執行廿六ヶ所
- 6 此外官符少別當人別一ヶ所
- 5 執行巡檢勾當御供所田所
- 4 右當所やはたの宮は、本地をはいすれば、すなはち
- 3 一子平等慈悲の教主、垂跡をあふけは、又百王
- 2 鎮護靈驗の尊神、濟度の悲願まことにあま
- 1 ねしといへとも、三界内外の利益、ことにわかくに、

- 14 序1 敬白
- 13 2 立願事
- 12 ① 1 一 別當已下可支配庄園事*
- 11 別當 四箇所
- 10 權別當三人 各三箇所
- 9 修理別當二人 各二箇所
- 8 俗別當社主 各一箇所
- 7 正權三綱等 各一箇所
- 6 山上執行 各一箇所 加三綱略之
- 5 已上廿五箇所 加執行廿六ヶ所*
- 4 此外官符少別當人別一箇所
- 3 一 臈巡檢勾當御供所田所沙汰*
- 2 右、當所八幡宮者、拜本地者、則
- 1 一子平等慈悲之教主、仰垂跡者、亦百王

莊
 箇
 臈
 檢
 可
 王

17 かうふらしめたるものか、こゝをもちて、教法さかりに
 18 和光のみきりにひろまり、尊崇たかく祖宗の廟に
 19 配す、佛事神事の不退にある、司存まちく、
 20 わかれ、僧官俗官の威儀をそなふる、寺役おこ
 21 たるにあらす、そのをのく、のつとめを見ること、なんそ
 22 あまねきあはれひなからむ、
 (一行分空白)
 23 弟子もしかたしけなく神徳をかうふりて、つるに
 24 身のゝそみをとけは、ひとしくこの庄園をわかちて、
 25 をのくその依怙をともしせむ、たゞ一世の願に
 26 あらす、よろしく万代のあとをのこさむ、庄務に
 27 いたりては、なかくその職にしたかひて、その人に
 28 つくへからす、又あてもよおすことのなかに、
 29 御修理、行幸、御幸、放生会、臨時祭、修正らのほか
 30 他事をあつへからす、たゞし宮てらにをきて、ことに
 31 おほきなるいとなみあらむ時は、したしきうときを
 32 いはず、偏頗をそんせず、をのく、はふきあつへし、
 33 對桿せしむる事なかれ、これすなはちをのく、こと

15 是以教法煽
 16 弘和光之砌、尊崇高配祖宗之廟、
 17 佛事神事之在不退也、司存區
 18 分、僧官俗官之備威儀也、寺役匪怠、
 19 見其各々之勤勞、盍
 20 無面々之哀憐、
 21 弟子若蒙冥陞、有
 22 遂本望者、均分此庄園、
 23 支配彼依怙、實匪一世之素願、
 24 宜貽万代之玄跡、至于庄務、
 25 永隨所職、勿附其人、
 26 又課役内、
 27 御修理行幸御幸放生會臨時祭修正等之外、
 28 不可宛他事、但取諸宮寺、有殊
 29 大營之時、不分親疎、
 30 不存偏頗、各可省宛、
 31 莫令對桿、是則諸人無異

充 充 萬 莊 匪 實 莊

34 心なくして、ひとへに神をうやまひたてまつるへきゆへ也、

〔一行分空白〕

35 ことにきて身のうへのことゝいふとも、なをかたはら

36 の人にはふかむとす、いはむや人の所帯をし

37 りやうすへからす、たゝし宮てらの領、氏人に

38 あらすは、たやすく他人にゆつる事なかれ、たとひ

39 しはらくゆつるとも、一期のゝち、もとの氏人の

40 あとをたつねてかへしつくへし、

41 わかみ山たゝしき道にさためをきて

42 人のうれへのくもをへたてし

43 一 別當の職次第に轉任すへき事

44 右、別當の轉任檢校に轉任のかはり、一の權別

45 當をもちて、かならず別當に補すへし、もし

46 別當の闕ある時、補日をまもらす、年勞をいはす、

47 みにたりに人別のゝそみをなして、ほとく、聖斷

48 のわつらひにをよふ、この事をきおひ申さむか

49 ため、えんにふれて、あるまじきまひなひにをよふ、

32 心、一向可敬神故也、

33 若誇依怙、還失道理者、可令停止彼官位、

34 并庄園釐務之間、配分之後、

35 雖身之恩潤、尙欲省傍

36 官、況人之所帶

37 不可及押領、但宮寺領、非氏人者、

38 輒莫讓他人、縱

39 雖暫讓与、一期之後、可返付本主氏人之

40 餘裔矣、

② 1 一 別當職可次第轉任事

2 右、別當轉任檢校之替、以一權別

3 當、可舉補別當、權官之輩、

4 遇別當闕之時、不守補日、不存積年、

5 偏成人別之望、殆及聖斷

6 之煩、達事於天聽之間、求婚、時權之處、

7 追從賄賂之營、馳走計略之苦、宛費身命、

莊

況

佗

與

檢校

於

50	神慮をあふくともから、むしろしかるへしや、	8	無顧神慮、	
51	みなもとを思に、すなはち宮てらのおとろふる	9	然間適誇昇晉者、傾財産欲報腎吻、	
52	はしたり、これによりて、なかく濫望をとめて、	10	忽沈超越者、爲出仕失面目、	
53	次第をまもるへきよし、連署の起請をかきて、	11	付慶兮懈、付愁兮退、宮寺衰微、	
54	こふによる宣旨を申へし、件の起請、檢校已下	12	職而斯由、然者永停濫望、	
55	權官以上、みな一通をうつして、ゆくさきをいましむ	13	宜期次第之由、各書連署之起請、	
56	へし、又一流のうちふたりの弟子を擧申	14	可申依請之宣旨、件起請、檢校已下	檢校
57	ことなくして、たゝ次第の道理をまもるへし、	15	權官以上、皆寫一通、互可相持、	
58	一 宮寺僧俗官等へ可申し品秩(秩)を申さたむへき事	16	是則不忘以前之沙汰、爲誠向後之陵遲也、	
59	右、當宮の僧俗官等、官位をおひたりといへとも、	17	一流之中、莫擧兩子傍官之輩、	
60	品秩(秩)をさためさるあひた、公庭の参といひ、	18	可守次第、	
61	人家のふるまひといひ、坐籍にたよりなく、	19	滿寺俾知此旨、永代勿有失墜矣、	
62	同科にはゝかりあり、もとも相當准據	③ 1	一 宮寺僧俗官等可申定品秩事	
63	の宣旨を申うけて、官位次第の等級	2	右、當宮僧俗官等、雖帶官位、	
		3	不定品秩之間、謂公庭之參、	
		4	謂人家之翔、無便于坐籍、	座
		5	有憚于同科、尤申請相〔當〕准據	
		6	之宣旨、可存官位次第之等級矣、	

64 を存すへし、

(約六行分空白)

65 一 御殿司入寺僧等そのかすをさたむへき事

66 右、御殿司六人入寺僧十人御殿司准本寺任少別當ノ入寺僧准本寺任權上座

67 このうち碩學法器の人ひとりりをえらひて、御

68 山の執行とすへし、各死闕にあらすは、たや

69 すくあらため補すへからす、もし智行すてかた

70 く、年らうあはれふへきともからあらは、權入寺

71 權御殿司、をのく、一人をくはへてふへし、永宣旨を

72 申くたして、權律師に任せしめて、寺領一所

73 其職につくへし、そもく、執行は、宮てらの重

74 職也、入寺のなか、そのえらひにあつからむ人、

75 さためてあらそひうれふる所あらんか、しかれとも、

76 一向に器量をえらひて、品秩(秩)をきらふへからす、

77 これすなはち佛神事について、論義講の時、

78 執行をもちて探題とすへきゆへなり、そのゆへは、

④ 1 一 御殿司入寺僧等可定員數事

2 右、御殿司六人、入寺僧十人、御殿司准寺任少別當*

3 ノ入寺僧准寺任權上座此内以碩學法器者一人、

4 可爲山上之執行、各非死闕者、

5 輒不可改補、若有智行難弃、*

6 年戒可優者、加權入寺

7 權御殿司各一人、於執行者、申下永宣旨、

8 任權律師、寺領一所

9 可附其職、抑執行者、宮寺之重

10 職也、入寺中應其撰者、

11 定有鬻訴歟、然爾

12 一向撰器量、何強論品秩、

13 是則佛神事之次、論義講之時、

14 以執行爲探題、談法味之甚深、

15 賁威光之増益、其故者、

鬱

知

器

小

79 行教和尚上洛の時、大菩薩化現しおはし
 80 まして、和尚につけてのたまはく、なむち
 81 わかために経咒を誦念す、心にそみおもひを
 82 す、なむちとゝもに上洛して、釈迦の教
 83 跡を擁護し、百王の聖胤を保護せむ、
 84 しかれば碩學を優賞せむ、もとも神慮に
 85 かなはむか、才の淵源にあらずよりは、法の
 86 棟梁にそなはりかたきゆへなり、執行のゝそみ
 87 なき御殿司ら、密宗はこれをゆるす、たゝし
 88 顯密の修學にすぐれたりといふとも、宮てらの
 89 餘裔にあらずは、その職に補すへからず、面々
 90 の依怙、便々にはからひあつへし、
 91 一 ちからのたへむにしたかひて生類を
 92 あかひとりて放還すへき事
 93 右、殺生は十重禁戒の根本、六趣輪
 94 廻の業因也、山野のひつめ、江湖の
 95 いろくつ、みなこれ生々の父母、世々の
 96 兄弟也、有情のともから、たれか相害する

16 行教和尚上洛時、大菩薩化現、
 17 告和尚云、汝
 18 爲我誦念經咒、染心冷思、
 19 與汝共上洛、
 20 擁護釋迦教跡、保護百王聖胤文、
 21 然者優賞碩學、尤叶神慮歟、
 22 自非才之淵源、難備法之
 23 棟梁故也、無執行之望
 24 御殿司等、密宗者許之、但
 25 雖長顯密*之修學、尚非宮寺之
 26 餘裔者、不可補其職、面々
 27 之依怙、便々*可計宛矣、
 ⑤ 1 一 隨力堪贖取生類可放還事
 2 右、殺生者、十重禁戒之根本、六趣輪
 3 廻之業因也、山野之蹄、江湖之
 4 鱗、皆是生々之父母、世々之
 5 兄弟也、有情之輩、誰不悲相害之

便 充
 密 密

97 くるしひをかなしはさらむや、もしみつから
 98 断する事えたりといふとも、すへからく他の
 99 いまたいとはざるをかなしふへし、よりにて心の
 100 をよふ所、ちからのたふる所、口中の梁を
 101 むはひ、身上の帛をはきて、かれを ○ あかひとりて、これを
 102 はなちかへすへし、
 103 一 宮てらの僧俗たやすく木町任官すへからざる事
 104 右、きみは臣をえらひて官をさつけ、臣は
 105 をのれをはかりて職をうく、たやすくさつく
 106 へからす、みたりにうくへからす、なかんづくに
 107 宮寺の僧俗、里(累)葉の祠官、次第の昇進、
 108 あるいはその仁にあたり、あるいはその賞を
 109 かきる、みな所據なきにあらず、しかるを
 110 ちかきよゝり、當宮の要にあらず、本所の
 111 擧にあらず、諸司諸衛の二分三分、僧は
 112 綱位をこのみ、俗は顕榮にふける、成功のついえ、
 113 奏達のはかりこと、人のわつらひありといへとも、
 114 またく神のかさりにあらず、しかれば宮てら

6 苦乎、若雖得自
 7 断、須悲他
 8 未厭、仍心之
 9 所及、力之攸堪、奪口中之梁(梁カ)、
 10 剃身上之帛、贖取
 11 可放之、敢莫懈緩* 矣、
 ⑥ 1 一 宮寺僧俗輒不可任官事
 2 右、君者撰臣兮授官、臣者
 3 量己(己)兮受職、不可輒授、
 4 不可妄受、就中
 5 宮寺僧俗、累葉之祠官、次第之昇進、
 6 或當其仁、或限其賞、
 7 皆非無所據、而
 8 近代、非當宮之要、非本所之
 9 擧、諸司諸衛二分三分、僧者
 10 好綱位、俗者耽顯榮、成功之費、
 11 奏達之計、雖有人之煩、
 12 全非神之饒、然者爲宮寺

厭

ナシ
怠

己

任

ナシ
ナシ

115 のため、殊功あらむもの、偏頗なく、親疎なく、
 116 檢校已下祠官ら連署の挙状をあけて、
 117 官位の所望を達せむ、又かきりある身の
 118 賞、人のゆつりのほか、停止の式をきて、
 119 拜除の思をたつへし、その殊功といふは、
 120 山川の猪鹿魚類をぬすむもの、宮てらの
 121 うちの強盜殺害、かくのときのこときの犯人を
 122 めしとるともから也、兼日に上奏をへて、
 123 永宣旨を申へし、これ宮てらの守護を
 124 存す、なんそ神明のたすけなからむや、
 125 一 庫倉納物十分か一をさきて仏神事に
 126 廻向すへき事
 127 右、鵝眼鬚牙齊紈越布へ之の類、庫倉に
 128 おさめむもの十分か一をさきて、かさねて
 129 二分にわかちて、その一を神明にすゝめ、その一を
 130 供佛にあてむ、つきに祖考遠忌の追善に
 131 あつへし、つきに貧道無縁のものにあたへて、
 132 飢羸困乏のくるしひをすくはむ、この

13 有殊功者、無偏頗無親疎、
 14 檢校已下祠官等、上連署之舉狀、
 15 達官位之所望、又有限身
 16 賞、人讓之外、置停止之式、
 17 絶拜除之思、謂其殊功者、
 18 竊山川之猪鹿魚類者、宮寺
 19 内強盜殺害、如此之犯人
 20 召取之輩也、兼日經上奏、
 21 可申永宣旨、是存宮寺之守護、
 22 盍無神明之助成乎、
 ⑦ 1 一 庫倉納物割十分之一可廻向佛神事
 2 右、鵝眼鬚牙齊紈越布之類、納庫倉
 3 之物、割十分之一、重
 4 分二分、以其一差神明、以其一
 5 先宛供佛、次可宛祖考遠忌之追善、
 6 供佛以後與貧道無縁之者、
 7 拯飢羸困乏之苦、

檢校

ナシ ナシ

充 充

- 133 常へ行へ住布施のちからをもちて、かならず無上
- 134 菩提のえんとせむ、
- 135 一 御山のうちに弥勒堂を建立すへき事
- 136 右、延喜廿一年御託宣云、以薬師観音弥勒を
- 137 もちて、わか本尊とす、堂をつくりて、かの三
- 138 尊を安したてまつるへし、しかるを、薬師
- 139 堂もとよりこれあり、観音堂先師の願に
- 140 よりて建立すへし、弟子弥勒堂を
- 141 たて、靈託のおもむきのことく、御山の内に
- 142 (別筆一ふつ二ほさちをあん~~も~~ちすへし、くはしきこと、
- 143 千手の所にみえたり、)
- 144 一 先師墓所に一堂を建立すへき事
- 145 右、檢校勝清、別當慶清、別當道清等の
- 146 墓所也、三代の松墳につきて、一字の華
- 147 堂をたてむ、阿弥陀観音勢至等の像を
- 148 安置したてまつるへし、僧侶二口をさため
- 149 をきて、衣鉢二事にはからひあてむ、亘時
- 150 不斷の念佛をとなへて、へなかく、永代無朽の善根

- 8 以此常行布施之力、必爲無上
- 9 菩提之縁也、
- ⑧ 1 一 山内可建立彌勒堂事
- 2 右、延喜廿一年御託宣云、以薬師観音彌勒、
- 3 爲我本尊、作堂
- 4 可安彼三尊_云、而薬師
- 5 堂自本有之、観音堂依先師之願
- 6 可建立之、弟子建彌勒堂、
- 7 如靈託之趣、山内
- 8 可奉安置一佛二菩薩像矣、
- ⑨ 1 一 先師墓所可建立一堂事
- 2 右、檢校勝清、別當慶清、別當道清等
- 3 墓所也、就三代之松墳、建一字之華
- 4 堂、可奉安置阿彌陀観音勢至等像、
- 5 定置僧侶二口、
- 6 計宛衣鉢二事、唱亘時
- 7 不斷之念佛、修永代無朽之善根、

檢校

充恒

151 を修せむ、近邊の餘田をしめて、用途を
 152 よせつくへし、定補せむ僧徒、たやすく
 153 あらたへふむへからず、たゞし過分の不當あらは、
 154 いかてか常住の本懐たらむや、又近隣在家
 155 のともから、農夫田父の客、男女をきらはす、
 156 老少をえらはす、稱名の念佛をすゝめて、
 157 極悪の眾生をわたさむ、かつは結審を
 158 なして、あへて退轉する事なからむ、この
 159 功德をもちて、しかしながら先師に資せむ、
 160 をのく時々剋々の廻向によりて、生々世々の
 161 罪障を滅すへし、すへては、一門の列祖より
 162 わかてらの傍官にいたるまで、道俗男女、
 163 尊卑遠近、有縁無縁、自界他界、
 164 とともに一佛の土にうまれて、おなしく三菩提
 165 をなすらむ、弟子もし一世の利益にもへるゝれて、
 166 ともかさねて、六道の輪廻におもむくとも、
 167 たとひなにの身をうくへるゝとも、弥陀の名号を
 168 廢忘へせしゝしたてまつらし、今身より仏身に

8 點近邊之餘田、可寄附于用途、
 9 定補之僧徒、輒
 10 不可改易、但於有過分之不當者、
 11 爭爲常住之本懐乎、又近隣在家
 12 之輩、農夫田父之客、不嫌男女、
 13 不擇老少、勸稱名之念佛、
 14 濟極惡之眾生、誤及結審、
 15 敢莫退轉、
 16 以此功德、併資先師、
 17 各依時々剋々之廻向、可滅世々生々之
 18 罪障、愆者自一門之列祖、
 19 至吾寺之傍官、道俗男女、
 20 尊卑遠近、有縁無縁、自界他界、
 21 共生一佛土、同成三菩提、
 22 弟子若漏一世之利益、
 23 重趣*六道之輪廻、
 24 縱雖受何身、不廢*亡彌陀之名號、
 25 自今身迄佛身、

廢 赴

總 刻

169 いたるまで、これを持念し、これを修行して、

170 毎年マの白業マを修すへし、かの不具の經、
して

171 三井寺に施入して、諸僧轉讀の薰修

172 をつみて、眾生化度の方便とせむ、なかん

173 つくにかのてらは、弟子か祖師、名をあけ

174 身をぬぎいてたるみきり也、善根をその

175 地にうへて、恩徳を本寺に報すへし、

176 おほよそは、唐本のほかわか御山になにの

177 益かあらむ、殷勤の心さし、三井寺に安し

178 たてまつるへし、

179

26 持念之修行之、

27 遂託上品兮、證無生* 忍、更歸南浮兮、之 皈

28 導有緣之眾矣、

⑩ 1 一 可奉渡唐本一切經事

2 右、先師別當平生之時、書寫一切經、

3 當山建立經藏奉納已畢、

4 每年於寶前可遂供養之由、發願亦了、

5 而件經中新錄之經已欠、文字之誤不審、

6 仍渡唐本一切經、安此經藏、任彼在世之素意

7 可修每年之白業、彼不具經者、

8 施入三井寺、積諸僧轉讀之薰修、

9 爲眾生化度之方便、就中

10 彼寺者弟子之祖師、揚名

11 抽身之砌也、植善根於其地、

12 報恩徳於本寺、又不可哉、

13 凡者唐本之外、何益于吾御山、

14 殷勤之志、欲安于三井寺矣、

被任

等

(一行分空白)

- 180 一 當宮の御修理 公家に奏聞せず寺領
- 181 のつとめたるへき事
- 182 右、宗廟の重事たる 朝家ことに尊崇
- 183 あるものか、これによりて数万戸の民烟を
- 184 わかちて、大小社の神領とす、五畿七道
- 185 国衙庄園、官家にいるもの十か二三、
- 186 神社につのるものは十か八九、しかのみならず、
- 187 世澆末にをよひて、人朝威をかるくす、
- 188 諸国ついえおほくして、公家利すくなし、
- 189 諸寺諸社寺官社官、いたつらに寄進の田園
- 190 をむさぼりて、破壊の修造をいたさず、ひとへに
- 191 朝家のわつらひととして、公平のもとゐるを
- 192 わすれたるかことし、當宮にいたりては、寺
- 193 領にはふきあてゝ、營修をいたさしめむ、
- 194 かねてその所をさためをきて、對桿をなさ
- 195 しむる事なかれ、少破よりのをく用意して、
- 196 おほきなるついえなくして、その功をへむ、

- ① 1 一 當宮御修理不奏聞公家可爲寺領勤事
- 2 右、宗廟之爲重事、朝家殊有尊崇
- 3 者歟、是以頒數萬戸之民烟、
- 4 爲大少社之神領、五畿七道
- 5 國衙庄園、入官家者十之二三、
- 6 償神社者十之八九、就中
- 7 世及澆末、人輕朝威、
- 8 權臣檀國、公家少利、
- 9 而諸寺諸社寺官社官、徒貪寄進之田園、
- 10 不致破壞之修造、偏
- 11 爲朝家之煩、如忘公平之基、
- 12 至當宮者、
- 13 省宛寺領、令致營修、
- 14 兼定置其所、莫令成對桿、
- 15 自少破各用意、
- 16 無大費終其功、

充 莊 小 萬

197 過分の大營にあらすは、よろしく任意の上奏
 198 をとむへし、
 199 一 新儀の非法を、こなふへからぬ事
 200 右、神は非礼をうけたまはずぬは舊史の明文也、
 201 祠官のなか、正直をさきとし、寺務のともから、
 202 舊規をまもるへし、ことにわきては、大菩薩の御託
 203 宣にいはいはく、(別筆大神吾不正之物者不受、此物意穢
 204 故反弃、)
 (一行分空白)
 205 たとひこの御いましめなくとも、つゝしむへし、
 206 いはむやかの靈託あり、おそれざるへしや、
 207 しかるを代々の別當、おほやけわたくしの
 208 しけきことわきにまつはれて、神慮のゆるし
 209 ゆるさすをしらす、やゝもすれば、ふるきのりをそむき
 210 て、おほく新儀を、こなふ、一向の信をまも
 211 らむにきては、なんそ四知の廉をわすれんや、
 212 たゝし事はからざるほかにいてゝ、わたくしの
 213 成敗にかゝはれさらむ時は、神明かならず

17 凡非過分之大營者、宜駐任意之上奏矣、
 ⑩ 1 一 不可行新議(儀)非法事
 2 右、神不享非禮、舊史之明文也、
 3 祠官之中、以正直可爲先、寺務之輩、
 4 守舊規可行事、就中大菩薩御託
 5 宣云、大神吾不正之物者不受、此物意穢
 6 有故反弃倍之文、
 7 縦無此炯誠、可愼々々、
 8 * 況有彼靈託、可恐可恐、
 9 然而代々別當、被牽公私之
 10 繁務、不願神慮之受
 11 否、錯亂往式、
 12 張行新議* (儀)、雖難禁遏、於守一向之信、
 13 何忘四知之廉、
 14 但絳出自權勢、
 15 理不拘成配(敗)者、

敗 儀 況 炳 可愼

214 照覽して、そのとか事を、こさむ所にかへるへし、
 215 そのうち、宮てら最要の人、ならひに身命をかけ
 216 たる無縁のともから、慈悲を存へし、せは、あひはからふ
 217 所あるへし、身の要人におきては、ことに潔白の
 218 沙汰をくはへて、なかくいゑへを、につたふるをしへと
 219 すへし、寺務の時にかきる事なかれ、
 220 一 大塔を建立すへき事
 221 右、くたんの塔は、成清法印檢校の時、焼失
 222 しをはりぬ、そのかなものら、先師別當千手
 223 觀音を造立したてまつる時、少々かりうけて、
 224 これをもちゐるといへとも、連々さしあひてつくのは
 225 さるあひた、つゐに逝去、もともおそれいたむへし、
 226 その事をつくのふへきもの、すてに弟子にあたれり、
 227 いはむや美濃國明知庄は、かの塔の領也、
 228 弟子いまにつたへしる、かれにつけこれにつけ、
 229 つくりいとなむへきこゝろさしもとも切也、神明
 230 かならず納受したまへ、

16 非力之所及、身只不存偏頗、
 17 神必可垂照覽、誤歸咎於本人、示誠於後昆、
 18 兼此中爲靈寺其所最要之人、及懸身命兮
 19 無縁之輩、存慈悲可猶豫、
 20 於身之要人者、殊加潔白之
 21 沙汰、此條永遺家語之訓、
 22 莫限寺務之時矣、
 ⑬ 1 一 可建立大塔事
 2 右、件塔者、成清爲檢校之時、燒失
 3 了、其金物等、先師別當造立千手
 4 觀音之間、少々借請而
 5 雖用之、連々指合不償之、
 6 遂以令逝去、如何于他生、
 7 可償其事者、已當弟子、
 8 況乎美濃國明知庄者、彼塔領也、
 9 弟子相傳于今知行、付彼付此、
 10 可造可果、志之尤切、神
 11 必哀納矣、

檢校

佗

況莊

231 一 御山のうちに千手堂を建立すへき事
 232 右、先師別當千手觀音を〈建〉造立し
 233 たてまつり、一大伽藍を建立すへき願あり、
 234 すでに形像をあらはしたてまつるといへとも、
 235 いまた締構をくへたはたてす、百日三十三度
 236 當山に參籠すへき願ありて、わつかに八ケ度
 237 をとくといへとも、いまた二十六度を滿せず、
 238 重々の所願、一々に満足せず、其身はやくさりて、
 239 その願なをのこれり、弟子闕をおきぬふ心さし
 240 切なりといへとも、造營の功いまたならず、これ
 241 寺務進退の身にあらすは、經始土木のことに
 242 たよりなきゆへなり、よりにまつ願をこして、
 243 いよく運命をいのところ也、參籠の願に
 244 いたりては、廿六口の僧侶を囀囀せしめて、三十三
 245 度の員數にみつへし、弟子おなしく其そのうち
 246 につらなりて、ともに行業を修せむ、かさねて
 247 千手の像廿六躰を造立して、新堂に
 248 安置したてまつるへし、又公胤、実任、雅縁

⑭
 1 一 山内可建立千手堂事
 2 右、先師別當有可造立千手觀音
 3 建立一大伽藍之願、
 4 雖顯形像、
 5 未跛*、又有百日三十三度
 6 可參籠當山之願、雖及八箇度、
 7 未滿二十六度、
 8 重々之所願、一々不満足、其身早逝、
 9 其願尙遺、弟子補闕之志
 10 雖切、造營之功未成、是
 11 非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟
 12 仍先發願、
 13 彌祈運命而已、至于參籠之願者、
 14 令囀廿六口之僧侶、可滿三十三
 15 度之員數、弟子同列其内、
 16 共修行業、重
 17 造立千手像廿六躰*、可奉安置新堂、
 18 又以公胤實任雅縁、

體

囀

致

249 三人の僧正を請して、導師咒願讀師
 250 たるへきよし、先師の立願也、しかればすなはち
 251 劄劄功をへて、供養儀をまうけん時、
 252 かの三輩の門跡をたつねて、かならず一日の道儀を
 253 かさるへし、重山の月をこひ、大虚の風を
 254 ねかふゆへなり、そもくわか^マ 大菩薩は、
 255 薬師觀音弥勒をもちて本尊としたまふ、
 256 しかるをいま千手の靈像、和光の本誓
 257 をあらはして、六口の僧徒をきて、不退の
 258 行法を修す、かみは三所に資したてまつり、
 259 中は一人をいのりたてまつる、しもは二親をとふらふ、
 260 因縁也、大因縁也、善根也、最善根也、發願の
 261 おもむき、感應あにむなしからむや、しかのみ
 262 ならず、當宮にまことをぬきいて、弟子たのみ
 263 をかくるともから、二求を満足せしめ、一門を
 264 昌榮せしめむ、われをたのむといふとも、神を
 265 忽諸したてまつらむにきては、廻向のかきりに
 266 あらず、新立の庄園を申よせて、久住の

19 可爲導師咒願讀師之由、
 20 先師之立願也、然則
 21 劄劄終功、供養儲儀之時、
 22 尋彼三輩之門跡、以飭一日之道儀、
 23 戀重山之月、希大虚之風者歟、
 24 抑我大菩薩者、
 25 以薬師觀音彌勒爲本尊、
 26 而今刻千手之靈像、顯和光之本誓、
 27 置六口之僧徒、修不退之
 28 行法、上資三所、
 29 中祝一人、下訪二親、
 30 因縁也、大因縁也、善根也、最善根也、發願之
 31 趣、感應豈空、加之
 32 當宮抽誠、弟子懸馮*
 33 之輩、令満足二求、令昌榮一門、
 34 但雖馮我、
 35 於奉忽緒(諸)神者、非廻向之限、
 36 申寄新立之庄園、可宛久住之

憑 ナシ 憑
 莊 充

267 衣食にあつへし、そのつとめをこなひにおきては、
268 時にのそみてはからひさたむへし、

(約三行分空白)

269

貞應二年十月 マ 日法印大和尚位

時之權別當法印立願
之事雜假名所望之處
京極中納言定家卿承引之趣
不可思議之一軸也是則
可為雄徳山奇珍之其一
者乎

慶長十五仲冬日 花押

37 衣食、於其勤行者、
38 臨期可計定矣、

	⑮	1	一 所願成就了可令遁世事	
		2	右、三所大菩薩、	
		3	部類眷屬殊別先神武内大臣、必垂冥感、	
		4	助成我願、々々既滿、道心亦熟、	我願
		5	不著世間之法、堅廻靈栖之計、依神之方便、	
		6	勿心之退轉、遂以今生爲穢土之終、	
		7	以後世爲菩提之始、御託宣云、	
		8	難渡未渡乃眾生乎渡加爲仁現神道文、	乃天
		9	武内大神、* * 本地則西方之教主、	大神
		10	垂跡亦先廟之祖靈、權化風馥、	
		11	久息叢祠之陰、種胤露深、定開蓮臺之尊矣	
	⑯	1	以前大願敬以發起、	
		2	夫神之冥慮難測、人之運命有限、	天
		3	雖爲重代之職、雖爲權官之身、	
		4	至于寺務者非別運哉、	
		5	若依大願之力、遂過分之望者、	
		6	專拋他事宜果宿賽、是責神之願也、	

- 7 豈乖神慮之旨、是酬師之志也、
- 8 盍步師資之跡、但不可進任宿運於理運、
- 9 但不可退傳^{*}(轉)譜第於次第、
- 10 乃至數箇之願印無列、一期之壽算是全、
- 11 仰神德之餘身、知皇恩之在首、
- 12 凡者德之爲德恩之爲恩、無不謝無不報、
- 13 箇裏於堂塔建立之願、經論渡替之志者、
- 14 縱雖寺務之前日、宜勵石心之底露、
- 15 仍以發願敬白、
- 16 建保五年正月廿七日弟子石清水護國寺
- 17 權別當法印大和尚位宗清

轉

ナシ
ナシ
ナシ